

学校法人大阪経済大学

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第3回）

学校法人大阪経済大学

学校法人大阪経済大学は、教職員が職業生活を送る中で、各々の個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って働き続けることができる環境を整備するため、また、女性活躍推進法の趣旨及び令和8年施行の改正内容を踏まえ、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間

2. 課 題

- 1) 管理職に占める女性教職員の割合を高める必要がある。
- 2) 労働生産性を高め、職業生活と家庭生活との両立をより実現しやすくする必要がある。
- 3) 令和8年施行の改正女性活躍推進法を踏まえ、女性の健康上の特性に対する理解を深め、就業継続やキャリア形成を支える職場環境を整備する必要がある。

3. 内容

**目標1 教育職員管理職に占める女性教員の割合を25%以上、
事務職員管理職に占める女性職員の割合を30%以上とする。**

（管理職に占める女性の割合が、教育職員・事務職員それぞれに占める女性の割合を上回るようにする）

〈取組〉令和8年4月から実施

- ・活動評価制度、人事考課制度、業務適性分析等を活用し、管理職候補者となり得る女性教職員の把握を行う。
- ・女性教職員が管理職としての役割を具体的にイメージできるよう、セミナー受講等研修の受講機会を設ける。

**目標2 事務職員の月平均時間外労働時間を、計画期間の最終年度までに
令和7年度比で15%以上削減する。**

〈取組〉令和8年4月から実施

- ・毎月集計している各部署の時間外労働実績を、所属長だけではなく実務管理を行う課長職にも確実に共有できるよう促す。
- ・さらなるDX推進、AI活用を図るとともに、定期的に業務配分を見直し平準化を促進できるような施策を検討する。

目標3 女性の健康課題に配慮した職場環境を整備する。

〈取組〉令和8年4月から実施

- ・月経、更年期、不妊治療、妊娠・出産等、女性の健康課題に関する理解促進のため、管理職や教職員向けの研修機会を設ける。
- ・女性の健康課題に関する既存相談窓口について周知を行い、活用を促進する。

以 上